



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 501 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 502 " (")
- 503 " (")
- 504 " (")
- 505 " (")
- 506 " (")
- 507 " (")
- 508 " (")
- 509 " (")
- 510 " (")
- 511 " (")
- 512 " (")
- 513 " (")
- 514 " (")
- 515 " (")
- 516 " (")
- 517 " (")
- 518 " (")
- 519 " (")
- 520 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 521 " (")
- 522 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 523 " (")
- 524 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 525 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 526 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 527 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")
- 528 " (")
- 529 " (")
- 530 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 531 " (")
- 532 " (")
- 533 " (")
- 534 救急病院の認定 (医務課)
- 535 清算法人花園村上流部土地改良区の清算人の退任 (農業農村整備課)

- 536 森林病虫害等防除法に基づく薬剤による防除命令 (森林整備課)
- 537 " (")
- 538 保安林予定森林 (")
- 539 " (")
- 540 " (")
- 541 " (")
- 542 " (")
- 543 特定第2号漁業者の同意 (水産振興課)
- 544 道路の区域変更 (道路保全課)
- 545 新道路の供用開始 (")
- 546 道路の区域変更 (")
- 547 新道路の供用開始等 (")
- 548 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 549 " (")

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)

告 示

和歌山県告示第501号

和歌山県田辺市本宮町三越・一本松の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成21年1月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町三越・一本松の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町三越・一本松の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第502号

和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字中古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果

として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月7日から平成21年1月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字中古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字中古沢の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第503号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月7日から平成21年1月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字中古沢の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第504号

和歌山県和歌山市大谷・平井の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月15日から平成21年1月27日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市大谷・平井の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市大谷・平井の各一部地区

5 認証年月日

平成21年3月31日

和歌山県告示第505号

和歌山県和歌山市朝日の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月15日から平成20年12月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市朝日の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市朝日の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第506号

和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成21年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第507号

和歌山県有田郡有田川町大字遠井・沼の各一部地区にお

ける地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成21年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字遠井・沼の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字遠井・沼の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第508号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第509号

和歌山県紀の川市桃山町段新田における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成19年6月21日から平成21年2月12日まで

- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町段新田の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町段新田
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第510号

和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成19年6月21日から平成21年2月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第511号

和歌山県紀の川市藤崎における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成19年6月21日から平成21年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市藤崎の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市藤崎
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第512号

和歌山県紀の川市名手市場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2

<p>項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成16年4月19日から平成17年12月28日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市名手市場の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市名手市場の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月31日</p>	<p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市上田井の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月31日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第515号</p> <p>和歌山県紀の川市東川原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年11月12日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市東川原の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市東川原の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月31日</p>
<p>和歌山県告示第513号</p> <p>和歌山県紀の川市中井阪における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年6月21日から平成21年2月13日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市中井阪の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市中井阪</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月31日</p>	<p>和歌山県告示第516号</p> <p>和歌山県紀の川市西川原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年11月12日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市西川原の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市西川原の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月31日</p>
<p>和歌山県告示第514号</p> <p>和歌山県紀の川市上田井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年11月12日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市上田井の一部地区の地籍図及び地籍簿</p>	<p>和歌山県告示第517号</p> <p>和歌山県有田市宮原町滝川原・下中島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認</p>

証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年2月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮原町滝川原・下中島の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮原町滝川原・下中島の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第518号

和歌山県有田市糸我町中番の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年2月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市糸我町中番の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市糸我町中番の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第519号

和歌山県有田市初島町浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市初島町浜の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市初島町浜の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月31日

和歌山県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関について、廃止したので告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地
海医20-37	野村医院	海草郡紀美野町下佐々566
海医34-5	新谷クリニック	海草郡紀美野町神野市場372-1
那病4-51	桃山療護園	紀の川市桃山町元764
那医1-25	池田医院	岩出市西安上168
那医15-25	川崎眼科医院	紀の川市粉河843-2
那医22-25	小林医院	岩出市高塚54
那医24-25	坂口医院	紀の川市貴志川町井ノ口576
那医26-25	沢田医院	紀の川市西野山245
那医27-25	斯波医院	岩出市宮114
那医30-25	谷口医院	紀の川市名手市場612
那医36-35	西浦医院	紀の川市南中12
那医38-25	林耳鼻咽喉科医院	紀の川市粉河1560-3
那医41-25	藤木医院	紀の川市貴志川町丸栖324
那医49-25	柳瀬医院	紀の川市貴志川町神戸645-1
那医52-37	勝田外科内科医院	紀の川市粉河2185
那医58-41	正木医院	紀の川市西大井102
那医63-47	浦皮膚科医院	紀の川市粉河35
那医68-51	和田医院	岩出市中迫53
那医70-51	嶋本眼科医院	紀の川市貴志川町神戸767
那医103-1	近藤医院	紀の川市打田1315
那医157-10	殿尾整形外科診療所	紀の川市桃山町神田378番地
那歯1-25	天野歯科医院	岩出市中黒92

那歯3-25	磯野歯科医院	紀の川市粉河1738	伊薬16-10	薬ヒグチ薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺160-8 マツゲン内
那歯4-25	岡歯科医院	紀の川市桃山町調月207	伊薬20-12	紀北薬局かせだ店	伊都郡かつらぎ町笠田中264 番地
那歯11-25	滝川歯科医院	紀の川市久留壁153	有医15-35	栗栖医院	有田郡湯浅町湯浅1565
那歯13-25	永井歯科医院	紀の川市粉河2193	有医27-35	西医院	有田郡有田川町市場127
那歯26-38	河野歯科診療所	紀の川市桃山町黒川208	有歯1-25	岩本歯科診療所	有田郡有田川町吉田1760
那薬2-63	協和堂薬局	岩出市高塚83-7	有歯3-25	木村歯科医院	有田郡有田川町金屋637
那薬14-6	ゆうき薬局	岩出市水栖31-4	有歯5-25	玄後歯科診療所	有田郡広川町広1151
那薬15-6	小倉薬局	岩出市森123-7	有歯7-28	滝川歯科医院	有田郡有田川町庄363
那薬21-7	たていしファミリ ー薬局	紀の川市貴志川町北山520-5	有歯10-25	橋本歯科医院	有田郡湯浅町湯浅41
那薬30-10	宮下薬局	紀の川市粉河1760	有歯11-25	畑歯科医院	有田郡湯浅町湯浅857
那薬34-11	株式会社ヤタヤ薬 局本店	岩出市吉田238-10	有薬1-63	西村薬局	有田郡湯浅町湯浅942
那薬44-13	スミギ薬局	紀の川市名手市場64	有薬6-63	シミズ薬局	有田郡有田川町清水352
那薬57-15	オージョイフル打 田薬局	紀の川市下井阪花井602-1	有薬7-63	カメヤ薬局	有田郡広川町広1304
伊医4-25	岡村医院	伊都郡かつらぎ町中飯降116	有薬24-9	楠山薬局	有田郡湯浅町湯浅3051
伊医7-30	かつらぎ町国民健 康保険 直営四郷診療所	伊都郡かつらぎ町広口1165	日医1-33	印南町国保直営安 住診療所	日高郡印南町田垣内163-1
伊医9-25	籠門医院	伊都郡かつらぎ町三谷1424	日医10-25	寒川医院	田辺市龍神村西216
伊医19-25	下村医院	伊都郡かつらぎ町妙寺346	日医17-25	巽医院	日高郡印南町印南原727
伊医25-25	出水医院	伊都郡高野町細川450	日医21-25	東医院	日高郡みなべ町谷口307
伊医31-29	本田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東438	日医22-25	中村医院	日高郡由良町大引346
伊医33-25	牧野医院	伊都郡九度山町九度山1545- 2	日医24-25	西川医院	日高郡日高川町江川2135
伊医42-41	木村外科医院	伊都郡かつらぎ町笠田東81	日医26-25	野村医院	日高郡みなべ町北道139-2
伊医43-41	高田耳鼻咽喉科医 院	橋本市高野口町向島200-13	日医38-44	龍神村殿原診療所	田辺市龍神村殿原398
伊医52-50	北浦医院	伊都郡かつらぎ町丁の町706	日医42-47	龍神村甲斐ノ川診 療所	田辺市龍神村甲斐ノ川578
伊医69-2	草田医院	橋本市高野口町名古曾745	日医50-55	上森医院	田辺市龍神村宮代33
伊歯1-25	上原歯科	伊都郡高野町高野山417	日医52-56	古田医院比井診療 所	日高郡日高町比井1304
伊歯10-25	松田歯科医院	伊都郡高野町高野山69	日医59-62	切目医院	日高郡印南町島田1100-6
伊歯15-34	森本歯科医院	伊都郡かつらぎ町妙寺350	日歯5-33	鈴木歯科医院	日高郡みなべ町北道189-2
伊歯18-31	脇歯科医院	伊都郡九度山町九度山1966	日歯14-42	鳥羽歯科医院	日高郡由良町里127-1
伊歯22-56	田村歯科医院	伊都郡かつらぎ町笠田東57	日歯23-52	坂本歯科医院	田辺市龍神村安井274
伊歯25-2	隅田歯科医院	橋本市高野口町名古曾745- 88	日歯29-59	医療法人野尻歯科 中津分院	日高郡日高川町高津尾267
伊薬6-63	松林薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺373	日薬8-9	キリン薬局Aコー プ前店	日高郡由良町里281-1

西医5-25	江田医院	西牟婁郡白浜町田野井924	海南医50-57	豊島眼科	海南市築地1-44
西医11-25	木下医院	西牟婁郡すさみ町周参見4067	海南医56-58	紀整リハビリテーションセンター	海南市船尾365
西医12-25	小山医院	西牟婁郡白浜町日置537	海南医60-61	恵友胃腸クリニック	海南市名高49 米由ビル23号
西医19-25	城医院	西牟婁郡すさみ町江住1416	海南医61-61	あげしお内科医院	海南市阪井1745-3
西医28-25	辻田医院	西牟婁郡白浜町1162-31	海南医68-1	山崎小児科	海南市日方427
西医31-25	中瀬医院	田辺市中辺路町高原1494-1	海南医70-2	椋代耳鼻咽喉科クリニック	海南市日方377
西医123-9	成和すさみ診療所	西牟婁郡すさみ町周参見4245-1	海南医77-5	椋代耳鼻咽喉科	海南市日方392
西医127-11	船附第2診療所	西牟婁郡白浜町富田1703	海南歯5-25	丸山歯科医院	海南市船尾186
西歯9-25	中村歯科診療所	西牟婁郡白浜町890-57	海南歯6-28	山田歯科医院	海南市船尾186
西歯33-61	ユキ歯科医院	西牟婁郡白浜町1335-47	海南薬2-63	株式会社海南薬局	海南市日方1520
西薬3-7	桃園堂薬局	西牟婁郡白浜町堅田2399-224	海南薬6-1	タバタ薬局	海南市日方1182
東医17-25	清水医院	東牟婁郡那智勝浦町下里2847	海南薬7-1	株式会社ヤマモト薬局	海南市名高8-1 サンサンタウン中央
東医20-25	駿田医院	東牟婁郡那智勝浦町下里615	橋医29-49	医療法人米田産婦人科	橋本市胡麻生700-21
東医52-51	坂野クリニック	東牟婁郡那智勝浦町天満848	橋医35-53	火伏内科クリニック	橋本市橋本1-4-11
東医69-6	四村川診療所	田辺市本宮町渡瀬1114-7	橋歯15-58	小佐田歯科医院	橋本市隅田町下兵庫735-3
東歯20-2	浦歯科医院	東牟婁郡太地町太地3280	橋薬13-10	ドラッグエルフ御幸辻薬局	橋本市御幸辻144-1
東薬3-63	中嶋薬局	東牟婁郡那智勝浦町勝浦481	橋薬16-10	ぱーばす薬局	橋本市市脇1丁目5番1号
東柔1-25	松本接骨院	東牟婁郡那智勝浦町朝日81	橋薬17-10	城山台薬局	橋本市城山台2丁目11番6
東あ6-25	村田あんま施術所	東牟婁郡那智勝浦町北浜688	橋薬24-13	紀北薬局とうげ店	橋本市東家1-2-14
東あ7-25	山下あんま施術所	東牟婁郡那智勝浦町築地1181	有市医1-25	東医院	有田市千田1617
東あ8-25	堅田指圧治療所	東牟婁郡太地町太地754-2	有市医3-25	木村医院	有田市箕島135-1
海南医2-25	石井耳鼻咽喉科医院	海南市船尾194	有市医7-25	西田医院	有田市箕島209
海南医5-25	遠藤医院	海南市日方1186-1	有市医16-41	山口内科	有田市港町138
海南医16-25	平尾医院	海南市船尾241	有市医20-50	栃尾産婦人科医院	有田市箕島22-1
海南医18-25	前田眼科医院	海南市日方288	有市医29-2	岩間耳鼻咽喉科	有田市辻堂656-3
海南医25-27	吉田医院	海南市阪井179	有市薬3-63	ハート薬局	有田市箕島135
海南医29-41	池田医院	海南市日方1144	有市薬8-2	大洋薬局	有田市辻堂656-4
海南医32-43	戸田医院	海南市木津73	有市薬9-3	タキ薬局	有田市野505-3
海南医33-45	金川医院	海南市名高473	有市薬20-14	上野山薬局	有田市箕島187
海南医45-55	川村医院	海南市日方261	有市あ3-25	上野山あんま治療院	有田市宮崎町辰ヶ浜
海南医46-55	出来医院	海南市船尾215	有市あ7-25	加田あんま治療所	有田市宮崎町辰ヶ浜

有市あ9-25	酒井あんま、はりきゅう治療所	有田市箕島
有市あ15-25	若林あんま治療所	有田市山田原
御医11-25	塩路医院	御坊市藤田町吉田627
御医44-1	福田医院	御坊市湯川町財部727
御薬7-7	十字堂薬局	御坊市湯川町財部846-1
御薬10-8	大堀薬局財部店	御坊市湯川町財部48-2
田医85-1	金谷小児科医院	田辺市栄町29
田医89-2	久保皮膚科医院	田辺市湊塔ノ内724-3
田薬16-10	有限会社小山薬局	田辺市本町84
田薬19-13	広栄薬局	田辺市新万22-22
田薬22-13	中田薬局	田辺市東山1-20-7
新医33-41	慶応堂医院	新宮市清水元1-6-32
新医62-5	うみべ医院	新宮市佐野1023-1
新歯19-25	渡辺歯科医院	新宮市新町1-2
新歯33-10	畑中歯科医院	新宮市千穂1-7-4
新薬4-7	有限会社三井薬局	新宮市新宮7683-25

和歌山県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬12-14	オージョイフル新宮薬局	新宮市下田2丁目2番18号	平成21.2.28

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔32-20	轟木龍一郎	すこやか整骨院	田辺市あけぼの44-10	平成21.3.19

和歌山県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

和歌山県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬25-20	オージョイフル新宮薬局	新宮市下田2丁目2番18号	平成21.3.1

和歌山県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御薬22-20	株式会社くまの薬局御坊店	御坊市菌263-3 小林ビル1F	平成21.4.1

和歌山県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社翔栄	田辺市中万呂782番地の28	デイサービスセンターひなたの里	田辺市上芳養429番地	通所介護・介護予防通所介護	平成 21.3.12
社会福祉法人聖愛会	伊都郡高野町高野山44-22	グループホーム南山苑	伊都郡高野町高野山44-22	認知症対応型共同生活介護	平成 21.1.5

和歌山県告示第526号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ しゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 ぼ っ 腸	小 腸	免 疫		
齊藤豊	内科	白浜医療福祉財団鮎川診療所	田辺市鮎川583-3	平成 21.3.30									○					
嶋本哲也	消化器外科	橋本市市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成 21.3.30											○	○		
大浦義典	脳神経外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成 21.3.30			○	○	○	○								
平松義文	外科、内科	古座川町国保七川診療所	東牟婁郡古座川町下露376	平成 21.3.30											○			
尾崎文教	脳神経外科	国保日高総合病院	御坊市蘭116-2	平成 21.3.30				○										
太田泰宏	整形外科	海南市民病院	海南市日方1272-3	平成 21.3.30							○							

和歌山県告示第527号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3010100448	はぐるま共同作業所	和歌山市岩橋643	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成 21.3.31

和歌山県告示第528号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3012405076	和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 21.3.31

和歌山県告示第529号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520049	和歌山県立古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原1237	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成21.3.31

和歌山県告示第530号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120453	はぐるま共同作業所	和歌山市岩橋643	自立訓練(生活訓練)	特定なし	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成21.4.1	平成27.3.31
			就労継続支援B型	知的障害者				
	はぐるま共同作業所かなで	和歌山市三沢町3-40	自立訓練(生活介護)	特定なし				

和歌山県告示第531号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012405076	和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成21.3.1	平成27.3.31
			施設入所支援					
			就労移行支援					

和歌山県告示第532号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012520049	和歌山県立古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原2456-1	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成21.3.1	平成27.3.31
			施設入所支援					
			自立訓練(生活訓練)					
			就労移行支援					

和歌山県告示第533号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120461	作業所あい	和歌山市梶取20-1	生活介護 就労移行支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成21.4.1	平成27.3.31

和歌山県告示第534号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町大字天満483-1
- 3 有効期限 平成24年3月21日

(2) 期間

平成21年5月1日から平成21年7月23日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部

和歌山県告示第535号

清算法人花園村上流部土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人

氏 名 住 所
福本儀一 伊都郡かつらぎ町花園梁瀬645番地

和歌山県告示第536号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

分の額に相当する額をその者から徴取することができる。

和歌山県告示第537号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成21年5月1日から平成21年7月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴取することができる。

和歌山県告示第538号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字糸川字岩原851、856から858まで、866の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第539号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字田垣内字大ダハ1991（次の図に示す部分に限る。）、大字熊瀬川字コイノコ769、大字西中野川字小以之川1658、1663（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県

庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。))

和歌山県告示第540号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字福地之関3520の2、3522の2、3524の1、3524の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第541号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字直柱字地下平5から12まで、16、27から36まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第542号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26

年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字下モ地37

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第543号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
すさみ曳縄第1	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町周参見	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
すさみ曳縄第2	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町見老津	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
すさみ曳縄第3	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町江住及び里野	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
すさみ曳縄第4	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町	総トン数10トン以上の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業

和歌山県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町毛原中字道浦上ノ切160番地先から同町毛原宮字犬飼垣内284番3地先まで	旧	6.00 ∩ 15.00	1,550.00	
同上	新	6.00 ∩ 20.18	1,550.00	
海草郡紀美野町毛原中字道浦上ノ切160番地先から同町毛原中字古市中ノ切213番1地先まで	新	13.24 ∩ 20.18	229.50	

和歌山県告示第545号

平成21年和歌山県告示第544号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち海草郡紀美野町毛原中字道浦上ノ切160番地先から同町毛原中字古市中ノ切213番1地先までの延長229.50メートルについては、平成21年4月10日から供用を開始する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市中辺路町温川字桑畑684番1地先から同市中辺路町川合字岩崎1636番1地先まで	旧	4.50 ∩ 19.20	865.20	

同上	新	4.50 ∩ 19.20	865.20	
同上	新	9.66 ∩ 36.90	568.80	湯川トンネル L=464.00

和歌山県告示第547号

平成21年和歌山県告示第546号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年4月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第548号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3032	田辺市秋津町字東八町409番1の一部	田辺市文里二丁目23番39号丸和産業代表 坂口充弘	平成21.3.31	4.00	57.93

和歌山県告示第549号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3044	田辺市中万呂字天王代37-1の一部、37-13の一部	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号株式会社山幸代表取締役 榎本宇内	平成21.3.31	6.00	63.24

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うの

で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成21年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成21年度 調達案件番号 02090003869号

(2) 購入物品の名称及び数量

体操競技用器具 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成21年5月29日（金）

(5) 納入場所

和歌山ビックホエール

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「運動用品」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課

(2) 期間

平成21年4月10日（金）から平成21年5月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成21年5月20日（水）午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年5月20日午前10時までに、出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成21年5月19日（火）午前9時から同年5月20日（水）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から

第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合は、その者については、別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県出納局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否
否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gymnastics apparatus ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10:30a.m. 20 May 2009

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294